

# 大分県無電柱化推進計画

2026 年 3 月

大分県

## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本県では、平成31年3月に無電柱化法に基づく「大分県無電柱化推進計画」（以下「前回計画」という。）を策定し、無電柱化の推進に向けた着実な取組みを行ってきたところである。

本計画は、前回計画での成果や課題を踏まえ、無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 大分県における無電柱化の現状

大分県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備等による地中化が進められており、令和3年3月現在、約7.1kmの無電柱化の整備を行っている。

また、大分県内には一般国道10号をはじめとする緊急輸送道路が約2,050kmあるものの、そのうち無電柱化された道路延長は約19.5km(整備延長約3.9km)に留まっている。一方では、多くの観光客が訪れる別府市において、電柱・電線が湯けむり等の景観を損ねており、景観形成の面からも無電柱化を進めている。

### 2) 今後の無電柱化の取組み姿勢

前回計画以前の無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めていたが、前回計画以降、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において整備を推進している。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により大分県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用と時間を要することから、整備箇所を選定が重要である。そのため、以下の事項に該当する道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取組みを進め、また大分県が管理しない国道、市道等については、当該道路管理者に協力を要請する。

### ① 防災

緊急輸送道路や大分県道路啓開計画における啓開ルートにおいて、道路管理者である国及び市の協力も得つつ、無電柱化を推進する。

### ② 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想における生活関連経路や乗降客数の多い大分駅等の交通結節点において、バリアフリー化等に併せて無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

### ③ 景観形成・観光振興

景観条例に基づき指定された景観計画区域内等の道路において、舗装の美装化等と併せて無電柱化を推進する。

### ④ 道路事業等に併せた無電柱化

上記の他、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間とする。

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

2025年度までに約13km（別紙）の無電柱化に着手する。

#### 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

##### ① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式、角形多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

##### ② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

##### ③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

##### ④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式や要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化を実施する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

## 2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

### ① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、大分県の緊急輸送道路においても実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

### ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を行う。

## 3) 関係者間の連携の強化

### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる九州地方ブロック無電柱化協議会大分県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

### ② 工事・設備の連携

大分県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を行う。

### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1) 広報活動

無電柱化の実施状況、効果等について、県のホームページ等を活用して周知し、理解を広げる。

### 2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、大分県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。